

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和七年五月七日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年七月二十六日奈良県指令高土第二九一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年四月十五日高土第一〇七〇号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和七年四月十五日高土第四六〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市北今市七丁目三六八番一、三六八番四、三六八番五、三六八番六、三六八番七、三六八番八及び三六八番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字南郷六七七番地一

ベリーハウス株式会社 代表取締役 岸本英男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市北今市七丁目三六八番一

下水道 香芝市北今市七丁目三六八番一の一部

一 許可番号

令和六年九月二十五日奈良県指令高土第二九一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年四月十七日高土第一〇七一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市別所二三五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市真美ヶ丘四丁目一番二一号

磐城久美子